

# 「健診申込書の廃止」について

従来は健診機関に予約を取り、事業所を通して健保組合に申込書をご提出いただいていたのですが、令和2年4月から生活習慣病健診、一般健診、人間ドック、主婦健診、被扶養者特定健診（東振協コースA1・A2・B・D・E）の

**申込書の提出を廃止**することといたしました。

## ◆申込みから受診までの流れ◆

直接契約または東振協契約健診機関の中から、健診機関を選択します



健診機関に電話で予約をとります。

※健診機関 HP から WEB 予約をすると当組合の契約コースと違うため補助が使えなくなります。  
(健保組合名と保険証記号・番号、氏名等を伝えてください)



医療機関より問診票・健診キット等が届きます



健康保険証・問診票・健診キット・健診料金を持って健診を受診して下さい

### <注意事項>

- ※当組合が発券していた、人間ドック、主婦健診の受診券は不要になります。
- ※「健診車での巡回健診」は健診機関へ名簿をご提出いただく予定です。
- ※「春と秋の健保会館健診」は当組合へ名簿をご提出いただく予定です。
- ※主婦宛の冊子「すこやかファミリー」7月号と1月号に同封している公民館などの会場型健診は当組合への申込が必要です。
- ※被扶養者の特定健診は受診カードが必要ですので、予約後当組合へお電話ください。
- ※当組合への申込書は不要となりますが、健診受診者の把握、管理の観点から、従業員の方々の『健診を予約したら本社に連絡をする流れ』はいままでどおり残すことをお勧めします。

### <契約健診機関さま>

- ※受診者様から申込書が出ているかお問い合わせいただいていたのですが、今後は不要になります。
- ※健診車等での巡回健診は事業主様へ直接名簿をご依頼ください。
- ※受診日には被保険者証にて氏名等 資格の確認をお願いいたします。